

切なれば其儀は御用捨被下かしと被申けるぞ尤也、龜五郎被申けるは當時出頭の主殿頭なれば是を借し給はり、御役の種、御立身の爲なるべし、さすれば御先祖江之孝養にも相成べしと、さまざま進め申されければ其理に服して然れば大切之品なれど、誠に御言葉に隨ひ御借し可申なり、御覽之上は、早々御返し被下候様にと頼て、右の系圖を渡されける、龜五郎にも甚悦び、急ぎ直に神田橋へ参りける、殊之外主殿頭殿悦び被申ける事限りなく、龜五郎へは色々の音物を送ける、先我先祖は其むかし藤原姓なり、末にして佐野一家之もの未絶之砌、先祖上州にありて母方之田代を名乗り、此時に源の姓に改る事といふ子なき事を悲み、田沼大明神江深く立願して、一人の子を設けたりしゆゑ、則明神の一字を願ひ、田代の田の字を付て、田沼氏と號す、其子市七郎源の直行と云て、足利八代之武將義政公に仕へたり、其後二十六代にして田沼龍助、其子市左衛門伴良助、○意既に侍従に任せられ、主殿頭になると、吁詐八百を受て家の系圖を作るは、平賀源内といふ者の作なりと聞し、然るに善左衛門方に而者、龜五郎方江いろ／＼返しくれ候様申遣けれども、一向其儀知り不申取次致たる覺なしと言て、一向に構はず、時に善左衛門、無念止時なく、もしや役替等もありやせんかと、今日か明日かと待けれども、更に何の沙汰もなく月日を送りける、○下

○按ズルニ、此後善左衛門ハ、田沼氏ノ系ヲ絶タントシテ、意次ノ子意知ヲ殿中ニ刺セリ、
〔徳川禁令考後聚例三十八〕其身并伴共江官名を附系圖に書記置候もの御仕置之事

延享三寅年十二月御仕置之例

本多左京下屋敷ニ罷在候

浜人 本多縫殿右衛門

同人總領 同大三郎
同人次男 同大内藏